

北海道漢字同好会 会則

第1章 総則

- 第1条 本会は「北海道漢字同好会」と呼び、事務局を下記に置く。
札幌市手稲区前田4条12丁目3-23 菅原えりな宅
- 第2条 本会は漢字に親しむとともに、会員相互の漢字能力の向上のために活動する。
- 第3条 本会は前条の目的のために、次の活動を行なう。
- (1) 漢字能力検定試験に備えて、学習会や講座を開催
 - (2) 会誌および会報の発行
 - (3) 会員間の情報交換や会員の研究活動への協力と援助
 - (4) 漢字文化の向上をめざし、地域の要望に応える活動を行なう
 - (5) 会員相互の親睦と交流
 - (6) その他本会の目的に適った活動
- 第4条 本会は特定の個人または団体などの利益を目的とした活動は行なわない。

第2章 会員

- 第5条 本会は原則として北海道に居住し、会の趣旨に賛同する社会人、学生ならびに団体をもって構成する。
- 第6条の 1 本会の会員は、個人会員、賛助会員および会誌購読会員とする。
2 賛助会員は本会の目的に賛同し、その活動を援助する個人または団体とする。
- 第7条 本会に入会を希望する者は、所定の様式にて入会の申し込みを行ない、役員会の承認を得ることとする。

第8条 会員は本会が主催するすべての活動に参加することができる。

- 第9条の 1 会員は、役員会に届出をし、自由に退会することができる。
2 会費を期日までに未納の会員は退会とみなす。

第3章 機関

第10条 本会に次の役員をおく。
会長 副会長1名 幹事若干名 会計監査2名

- 第11条の 1 会長および副会長・幹事・会計監査は役員会で推薦し、総会の承認を得る
2 事務局長および会計は、幹事の中から会長が任命する。

- 第12条の 1 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2 副会長は会長を補佐し、会長が会務を遂行できないときはその職務を代行する
3 幹事は会務の運営に参画し会務を分担する。
4 事務局長は会務を執行する。
5 会計は会計業務を担当する。
6 会計監査は会計を監査する。

第13条 本会に顧問をおくことができる。

- 第14条の 1 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
2 補充または増員のため選任された役員の任期は、その前任者または現任者の任期が満了するまでの期間とする。

第15条 本会は必要に応じて専門部会をおくことができる。

第4章 会議

- 第 16 条の 1 会議は、総会・臨時総会および役員会とする。
- 2 総会は前年度終了後 90 日以内に、臨時総会および役員会は、会長が必要とみとめたときに、会長が召集する。
- 第 17 条の 1 総会の議決事項は、出席者の過半数をもって議決し、賛否同数のときは議長が議決するところによる。
- 2 議長は総会で選出する。

第5章 会計

- 第 18 条 本会の会計年度は、4月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。
- 第 19 条の 1 本会の経費は、会費その他の収入をもって充てる。
- 2 既納の会費はこれを返戻しない。
- 第 20 条 本会の会費は次の通りとする。

- | | | |
|------------|-----|----------|
| (1) 個人会員 | 年 | 10,000 円 |
| (2) 賛助会員 | 年1口 | 10,000 円 |
| (3) 会誌購読会員 | 年 | 3,000 円 |

付則

- ・本会は運営上必要な場合、細則を設けることができる。
- ・本会則は平成 7 年 6 月 4 日から実施される。
 - 平成 9 年 6 月 15 日 一部改正
 - 平成 15 年 6 月 8 日 一部改正
 - 平成 19 年 4 月 8 日 一部改正
 - 平成 21 年 6 月 13 日 一部改正
 - 平成 23 年 6 月 4 日 一部改正
 - 平成 27 年 6 月 6 日 一部改正
 - 平成 28 年 6 月 4 日 一部改正